

産業廃棄物処分業許可証

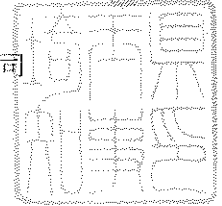
住 所 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2 9 6 6 番地 3 5

氏 名 株式会社 セオス  
代表取締役 遠藤 恭三

WEB 掲示用  
再複写無効

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成 2 9 年 3 月 2 8 日

許可の有効年月日 平成 3 4 年 3 月 2 7 日

1. 事業の範囲

中間処理

- 破碎：廃プラスチック類（軟質なもの及びスプレー缶を除く。）、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（スプレー缶を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上 7 種類
- 圧縮：廃プラスチック類（スプレー缶に限る。）、金属くず（スプレー缶に限る。） 以上 2 種類
- 圧縮梱包：廃プラスチック類（軟質なものに限る。）、紙くず 以上 2 種類
- 混練：燃え殻、汚泥、鉋さい、ばいじん 以上 4 種類
- 油水分離：廃油 以上 1 種類
- 中和：廃酸（化粧品及び医薬部外品に限る。）、廃アルカリ（化粧品及び医薬部外品に限る。） 以上 2 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県白岡市下大崎字星川端 9 0 6 番 1、9 0 6 番 4、9 0 6 番 7、9 0 6 番 9、字下端 7 3 7 番 3、7 3 8 番 以上 6 筆（面積 1, 4 5 2. 5 3 m<sup>2</sup>）に限る。  
処理施設及び保管施設の概要は、2 面及び 3 面のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

| 許可(届出)年月日        | 指令番号           | 変更内容     |
|------------------|----------------|----------|
| 平成 29 年 3 月 28 日 | 指令産廃第 1408-1 号 | 新規許可     |
| 平成 30 年 4 月 12 日 | -              | 変更届（代表者） |
|                  | 以下余白           |          |
|                  |                |          |
|                  |                |          |

5. 規則第 1 0 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

| 施設の種類  | 処理能力                              | 産業廃棄物の種類  | 設置年月日<br>許可年月日<br>許可番号        |
|--------|-----------------------------------|---|-------------------------------|
| 破碎施設   | 3. 58 t/日<br>(8時間)                | 廃プラスチック類(軟質なもの及びスプレー缶を除く。)以上1種類                       | 平成29年 3月28日<br>_____<br>_____ |
|        | 4. 09 t/日<br>(8時間)                | 木くず 以上1種類   |                               |
|        | 1. 73 t/日<br>(8時間)                | 繊維くず 以上1種類  |                               |
|        | 2. 18 t/日<br>(8時間)                | ゴムくず 以上1種類  |                               |
|        | 6. 30 t/日<br>(8時間)                | 金属くず(スプレー缶を除く。)以上1種類                                  |                               |
|        | 7. 44 t/日<br>(8時間)                | ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類                 |                               |
|        | 4. 13 t/日<br>(8時間)                | がれき類 以上1種類  |                               |
| 圧縮施設   | 2. 88 t/日<br>(8時間)                | 廃プラスチック類(スプレー缶に限る。)、金属くず(スプレー缶に限る。)以上2種類              | 平成29年 3月28日<br>_____          |
| 圧縮梱包施設 | 56. 28 t/日<br>(8時間)               | 廃プラスチック類(軟質なものに限る。)以上1種類                              | 平成29年 3月28日<br>_____          |
|        | 90. 09 t/日<br>(8時間)               | 紙くず 以上1種類   |                               |
| 混練施設   | 20. 00 m <sup>3</sup> /日<br>(8時間) | 燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん<br>以上4種類                              | 平成29年 3月28日<br>_____          |
| 油水分離施設 | 8. 00 m <sup>3</sup> /日<br>(8時間)  | 廃油 以上1種類  | 平成29年 3月28日<br>_____          |
| 中和施設   | 14. 40 m <sup>3</sup> /日<br>(8時間) | 廃酸(化粧品及び医薬部外品に限る。)、<br>廃アルカリ(化粧品及び医薬部外品に限る。)<br>以上2種類 | 平成29年 3月28日<br>_____          |

保管施設の種類及び能力等

| 産業廃棄物の種類   | 保管面積               | 保管高さ等  |
|--|--------------------|--|
| 廃プラスチック類（軟質なもの及びスプレー缶を除く。）<br>ゴムくず 以上2種類                 | 6.3m <sup>2</sup>  | 3.5m（屋内）<br>（2.0m <sup>3</sup> コンテナ×6個）      |
| 金属くず（スプレー缶を除く。） 以上1種類                                    | 6.3m <sup>2</sup>  | 3.5m（屋内）<br>（2.0m <sup>3</sup> コンテナ×6個）      |
| 木くず 以上1種類  | 6.3m <sup>2</sup>  | 3.5m（屋内）<br>（2.0m <sup>3</sup> コンテナ×6個）      |
| ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上1種類                    | 4.4m <sup>2</sup>  | 3.6m（屋内）<br>（1.2m <sup>3</sup> コンテナ×6個）      |
| がれき類 以上1種類   | 4.4m <sup>2</sup>  | 3.6m（屋内）<br>（1.2m <sup>3</sup> コンテナ×6個）      |
| 繊維くず 以上1種類   | 4.4m <sup>2</sup>  | 3.6m（屋内）<br>（1.2m <sup>3</sup> コンテナ×6個）      |
| 廃プラスチック類（スプレー缶に限る。）<br>金属くず（スプレー缶に限る。）<br>廃酸、廃アルカリ 以上4種類 | 10.3m <sup>2</sup> | 2.0m（屋内）                                     |
| 廃酸（化粧品及び医薬部外品に限る。） 以上1種類                                 | 4.8m <sup>2</sup>  | 1.0m（屋内）<br>（200Lドラム缶×10個）                   |
| 廃アルカリ（化粧品及び医薬部外品に限る。） 以上1種類                              | 4.8m <sup>2</sup>  | 1.0m（屋内）<br>（200Lドラム缶×10個）                   |
| 廃プラスチック類（軟質なものに限る。） 以上1種類                                | 12.6m <sup>2</sup> | 3.5m（屋内）<br>（2.0m <sup>3</sup> コンテナ×12個）     |
| 紙くず 以上1種類  | 6.3m <sup>2</sup>  | 3.5m（屋内）<br>（2.0m <sup>3</sup> コンテナ×6個）      |
| 燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん 以上4種類                                    | 8.3m <sup>2</sup>  | 2.4m（屋内）<br>（19.8m <sup>3</sup> 地下ピット）       |
| 燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん 以上4種類                                    | 8.3m <sup>2</sup>  | 2.4m（屋内）<br>（19.8m <sup>3</sup> 地下ピット）       |
| 廃油 以上1種類   | 4.7m <sup>2</sup>  | 1.2m（屋内）<br>（200Lドラム缶×10個）                   |
| 廃油 以上1種類   | 5.4m <sup>2</sup>  | 2.0m（屋内）<br>（10.8m <sup>3</sup> 地下ピット）       |
| 廃酸（化粧品及び医薬部外品に限る。） 以上1種類                                 | 7.5m <sup>2</sup>  | 1.2m（屋内）<br>（200Lドラム缶×12個）<br>（20Lポリタンク×38個） |
| 廃アルカリ（化粧品及び医薬部外品に限る。） 以上1種類                              | 7.5m <sup>2</sup>  | 1.2m（屋内）<br>（200Lドラム缶×12個）<br>（20Lポリタンク×38個） |

（以下余白）